

お知らせ

作品募集中
明るい選挙ポスターコンクール

選挙への参加を呼び掛けるポスター作品を募集します。なお、応募作品の著作権は主催者に帰属します。作品は啓発紙等への掲載や、展示会等で展示することがあります。

市内在住、在学の小学生～高校生(画材)描写材料は自由(紙や布を使用した貼り絵やデジタルアートも可) サイズ画用紙の四つ切り(542mm×382mm)、八つ切り(382mm×271mm)またはそれに準じる大きさ 作品裏面の右下に、学校名・学年・氏名(ふりがな)を明記し、9月8日までに直接または郵送(必着)で選挙管理委員会事務局(市庁舎9階、〒194-8520、森野2-2-22)へ。

☎事務局 ☎724・2168

ご意見を募集します
町田薬師池公園四季彩の杜
魅力向上計画～Ver.2～(素案)

市では、町田薬師池公園四季彩の杜について、エリアのブランディングや整備、実施事業の方向性を示す「町田薬師池公園四季彩の杜魅力向上計画～Ver.2～(素案)」の策定に向けた検討を進めています。この計画(素案)について、ご意見を募集します。資料の閲覧・配布観光まちづくり課(市庁舎9階)、市政情報課・広聴課(市庁舎1階)、各市民センター、各連絡所、各市立図書館、町田薬師池公園四季彩の杜西園(ウェルカムゲート)ノ各窓口で開所日時が異なります 書面(様式は自由)に件名とご意見を明記し、7月20日までに直接、郵送(必着)、FAXまたはメールで観光まちづくり課(〒194-8520、森野2-2-22、☎050・3033・9518 ☎city5450@city.machida.tokyo.jp)へ。

☎観光まちづくり課 ☎724・2128

心身障害者福祉手当を受給している方へ
施設入所の確認通知を送付しました

施設入所の確認通知は、手当の受給資格を確認するための重要な通知ですので、必ずご確認ください。まだ通知が届いていない方も、施設に入所した場合は速やかにご連絡ください。なお、資格喪失となる施設に入所した方で、連絡が遅れたために手当の過払いが生じた場合は、返還手続きが必要となります。通知には、今年度の手当支払予定日も併せて記載しています。

☎障がい福祉課 ☎724・2148 ☎050・3101・1653

熱中症に気を付けましょう

熱中症は屋外だけでなく、室内で何もしていない時でも発症することがあります。「屋外では日傘や帽子を利用する」「室内ではエアコンや扇風機で温度を調節する」等、それぞれの場所に応じた熱中症対策をとるようにしましょう。また、室内・屋外に関わらず、のどが渇いていなくても、こまめに水分や塩分、スポーツドリンク等を補給することが大切です。詳細は市HPをご覧ください。

市HP [\(熱中症に注意\)](#) [検索](#)

●熱中症警戒アラートメール配信サービスにご登録ください 環境省・気象庁では、暑さへの気付きを呼び掛けるために「熱中症警戒アラート」を発表しています。東京都エリア内で同アラートが発表される際に、メールでいち早く情報が取得できます。



☎健康推進課 ☎724・4236

高齢者・障がい者のための
福祉法律相談

弁護士が分かりやすく相談に応じます。
市内在住の高齢者、障がいのある方、またはその家族や関係者 7月18日、8月22日、9月19日、い

ずれも火曜日午後2時～4時20分/1人30分程度
町田市民フォーラム(内)成年後見制度、相続、遺言、贈与、財産分与、権利侵害等の相談(氏名・電話番号を明示し、電話またはFAXで(社福)町田市社会福祉協議会福祉サポートまちだ(☎720・9461 ☎725・1284)へ。

☎福祉総務課 ☎724・2537

配布しています
マイホームを空家にしないための
プランニングノート

市では、空家の発生を予防するため、(株)ジチアアドと協働し、住宅の所有者に向けて「マイホームプランニングノート」を作成しています。この冊子は、住宅の賃貸・売却、相続や管理など、マイホームの「これから」と、所有者の「これから」を考えるきっかけとして、また所有者に“もしも”のことがあった時の備えとして活用いただくためのものです。

自身が所有する住宅にお住まいの方 配布場所 住宅課(市庁舎8階)、生涯学習センター、各高齢者支援センター/無くなり次第終了

☎住宅課 ☎724・4269

作品募集中
地球環境保全ポスター展

環境問題に対する思いを表したポスター作品を募集します。入賞作品は10月16日(月)～22日(日)にイベントスタジオ(市庁舎1階)で展示します。

市内在住、在学の小・中学生(四つ切り以内の画用紙横書き(表面の下2cm内に学校名・学年・氏名を明記)を、9月6日までに郵送(必着)で東京町田東ロータリークラブ事務局(〒194-0013、原町田4-16-21、キムラヤビル2階)へ。

☎事務局 ☎720・5633、町田市環境政策課 ☎724・4386

後期高齢者医療制度のお知らせ

☎保険年金課 ☎724・2144

自己負担割合が変わる方に新しい後期高齢者医療被保険者証(保険証)を送付します

8月1日から自己負担割合が変わる方には、新しい保険証を7月中旬に簡易書留郵便で送付します(届くまでに1～2週間かかります)。届きましたら、氏名・生年月日・自己負担割合などの記載内容をご確認ください。また、これまで使用していた古い保険証は8月1日以降に保険年金課へ返却してください。古い保険証をそのまま使用すると、あとで差額分の支払いや払い戻しの手続きが必要となる場合があります。自己負担割合が変わらない方は、現在お持ちの保険証を引き続きお使いください。

○自己負担割合について

医療機関の窓口で支払う医療費の自己負担割合は、1割・2割・3割の3区分です。自己負担割合は新しい年度の住民税課税所得等に基づいて、毎年8月1日を基準日として決定しています(表1参照)。

表1 自己負担割合の判定基準

自己負担の割合	区分	判定基準 (令和4年1月～12月の所得、収入で判定)
3割	現役並み所得者	同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得が145万円以上の方がいる場合
2割	一定以上所得のある方	以下の①②両方に該当する場合 ①同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得が28万円以上145万円未満の方がいる ②「年金収入」+「その他の合計所得金額」の合計額が被保険者1人の場合=200万円以上 被保険者2人以上の場合=合計320万円以上
1割	一般所得者等	同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得がいずれも28万円未満の場合 または、上記①に該当するが②には該当しない場合

※住民税非課税世帯の方は1割負担となります。

3割負担の対象外となる場合があります

住民税課税所得が145万円以上でも、以下に該当する場合は3割負担の対象外となります。

①昭和20年1月2日以降生まれの被保険者及び同じ世帯の被保険者の、賦課のもととなる所得金額の合計額が210万円以下の場合(申請不要)

②令和4年1月～12月の収入額が次の条件(表2参照)を満たし、基準収入額適用申請を行って認定された場合

原則申請が必要ですが、対象の方が上記の条件を満たすことを保険年金課で確認できる場合は、申請不要です。送付する保険証の自己負担割合を必

ずご確認ください。

なお、対象の方が左下記①②の条件を満たすことを保険年金課で確認できない場合は、申請が必要となります。対象と思われる方には6月末に申請書を送付しましたので、同封の案内を参考に申請してください。

表2 収入判定基準

後期高齢者医療被保険者数	収入判定基準(令和4年1月～12月の収入で判定)	
被保険者が1人	収入額が383万円未満	383万円以上でも、同じ世帯に他の医療保険制度に加入する70～74歳の方がいる場合は、その方との収入合計額が520万円未満
被保険者が2人以上	被保険者全員の収入合計額が520万円未満	

限度額適用・標準負担額減額認定証及び限度額適用認定証の
交付について

過去に交付されたことがあり、8月以降も交付対象となる方には、新しい認定証を7月下旬に送付します。届きましたら、氏名・生年月日・適用区分などの記載内容をご確認ください。8月以降に交付対象外となる方には送付されませんのでご注意ください。

現在お持ちの認定証は、有効期限が過ぎた8月1日以降、個人情報に留意のうえ、ご自身で破棄していただくか、保険年金課へ返却してください。

これまでに交付されたことがなく、今回交付を希望する方は、お問い合わせください。

○自己負担割合が1割の方

世帯全員が住民税非課税の場合は、限度額適用・標準負担額減額認定証が交付されます。医療機関の窓口で提示すると、医療機関ごとの医療費の支払いが自己負担限度額までとなり、入院時の食費が減額されます。

○自己負担割合が3割の方

被保険者全員の住民税課税所得が690万円未満の場合は、限度額適用認定証が交付されます。医療機関の窓口で提示すると、医療機関ごとの医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。

確定申告の期限延長を行った場合の注意事項

新型コロナウイルス感染症の影響により確定申告の期限延長を行った場合、今回送付する保険証の自己負担割合や、減額認定証及び限度額認定証の適用区分が暫定的なものとなる場合があります。所得確定後、保険証等の差し替えや返却をお願いする場合がありますのでご注意ください。